

お知らせ なんたん



第20号(2の1) 平成18年11月10日発行

平成19年度南丹市立幼稚園入園申し込みについて

平成19年度南丹市立幼稚園の入園申し込みの受け付けを下記のとおり行います。幼稚園は、幼児の教育の機会均等と就学前教育の充実を図るため、学校教育法に基づき、幼児を保育し、健全な心身の発達を保障することを目的としています。

- 入園条件 南丹市に住民登録し、実際に生活をしている家庭の幼児のうち、満3歳から小学校就学までのお子さん（転入予定を含む）
- 保育料 月額7,000円
※通園バス利用者は、別に2,000円が必要となります。
※八木中央幼稚園の通園者は、給食費3,500円が必要となります。

●入園申込方法

- (1)受付期間 11月15日(水)～30日(木) ※土・日・祝日は除く
- (2)受付時間 各幼稚園、市役所・各支所の開園(庁)時間内
- (3)受付場所 園部幼稚園、八木中央幼稚園(八木中央幼児学園) 教育委員会学校教育課、八木支所健康福祉課窓口 日吉町生涯学習センター内教育振興係、美山支所教育振興係
※募集要項・申込用紙は、各受付場所にあります。
※定員の関係から希望される幼稚園に入園できない場合があります。

●南丹市立幼稚園の概要

幼稚園名	所在地	定員	入園対象児
園部幼稚園	南丹市園部町小桜町44番地	210人	3～5歳児
八木中央幼稚園 (八木中央幼児学園短時部)	南丹市八木町西田河原條42番地	210人	3～5歳児

※入園対象児の年齢は、平成19年4月1日現在の年齢です。

- ◇問合せ先 教育委員会 学校教育課 TEL 68-0056
園部幼稚園 TEL 68-0083
八木中央幼稚園(八木中央幼児学園) TEL (0771) 42-5189

平成19年度「すこやか学園」入園申し込みについて

平成19年度南丹市立幼児の館「すこやか学園」の入園申し込みの受け付けを下記のとおり行います。幼児の館「すこやか学園」は、市内の就園前の幼児が、遊び場と遊びの友達を通して、心身ともに健全な発達をするように促すとともに、親子で子育てについて共に学びあい育ちあうことを目的としています。

- 入園条件 南丹市に住民登録し、実際に生活をしている家庭の満2歳児とその保護者（転入予定を含む）※保護者同伴での就園を原則とします。

●開設日 ※クラス編成は、すこやか学園で行います。

- ①毎週月曜日(午前)と木曜日(午前)のクラス
- ②毎週火曜日(午前)と金曜日(午前)のクラス

- 保育料 月額2,000円

●入園申込方法

- (1)受付期間 11月15日(水)～30日(木) ※土・日・祝日は除く
- (2)受付時間 各幼稚園、市役所・各支所の開園(庁)時間内
- (3)受付場所 園部幼稚園、八木中央幼稚園(八木中央幼児学園) 教育委員会学校教育課、八木支所健康福祉課窓口 日吉町生涯学習センター内教育振興係、美山支所教育振興係
※募集要項・申込用紙は、各受付場所にあります。
※定員を超過した場合は、受付期間終了後、抽選により入園者を決定します。

●南丹市立幼児の館「すこやか学園」の概要

幼稚園名	所在地	定員	入園対象児
南丹市立幼児の館 「すこやか学園」	南丹市園部町小桜町44番地 (園部幼稚園内)	40組 (各クラス20組)	2歳児

※入園対象児の年齢は、平成19年4月1日現在の年齢です。

- ◇問合せ先 教育委員会 学校教育課 TEL 68-0056
園部幼稚園・すこやか学園 TEL 68-0083

平成19年度南丹市立保育所入所申し込みについて

平成19年度南丹市立保育所の入所申し込みを下記の日程で受け付けします。入所を希望される方は以下のとおり提出書類を添付し、申し込んでください。

●保育所に入所できる基準

保育所とは、日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童を保育する事を目的とする施設で、保護者が共働き、および疾病などのために児童を保育することができない家庭に代わって保育を行っています。保育所へ入所できる児童は、南丹市に居住(住民登録等)し、両親および両親以外の同居の親族などが児童を保育できない場合に限ります。詳しくは募集要項に記載しておりますので確認してください。

●入所申込方法

- (1)受付期間 11月15日(水)～30日(木) ※土・日・祝日は除く
- (2)受付時間 各保育所、市役所・各支所の開所(庁)時間内
- (3)受付場所 南丹市立各保育所および各支所健康福祉課窓口、福祉事務所
※募集要項・申込用紙などは各受付場所にあります。
- (4)必要書類 ①保育所入所申込書
②就労等の証明書(事業所などの証明を受けていただきます)
③課税証明書(平成18年1月1日以降に南丹市に転入された方のみ)

※定員の関係から、希望される保育所に入所できない場合があります。

●南丹市立保育所の概要

保育所名	入所対象児
園部保育所	1～5歳児
城南保育所	0歳児(満6カ月以上)～5歳児
八木中央保育所(八木中央幼児学園長時部)	1～5歳児
八木東保育所(八木東幼児学園)	0歳児(満6カ月以上)～5歳児
胡麻保育所	1～5歳児
日吉中央保育所	0歳児(満1歳以上)および3～5歳児
興風保育所	1～5歳児
みやま保育所	0歳児(満1歳以上)～5歳児
平屋保育所	1歳児(満2歳以上)～5歳児
大野保育所	1歳児(満2歳以上)～5歳児
知井保育所	1歳児(満2歳以上)～5歳児

※入園対象児の年齢は、平成19年4月1日現在の年齢です。ただし()の年齢に達した後に入所可能です。

※保育所の所在地や定員などの詳細は、受付にありますが入所案内でご確認ください。

- ◇問合せ先 福祉事務所 児童福祉係 TEL 68-0007

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行について

平成18年1月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付していた方(被保険者ご本人)に対して、11月上旬に、社会保険庁から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。この「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、年末調整・確定申告の際に添付が義務付けられていますので、大切に保管してください。

平成18年中(1月1日～12月31日)に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、社会保険庁の控除証明書専用ダイヤルまでご連絡ください。

※国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象です。

Q1. 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか?

A1. 今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付する必要があります。

Q2. 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか?

A2. 世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

- ◇問合せ先 社会保険庁 控除証明書専用ダイヤル TEL 0570-00-9911
(平成18年11月1日～平成19年3月16日の平日午前9時～午後5時)

◀ 八木支所各課・係への問合せ先について ▶

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。